令和6年度市民カメラマン制度概要

- ●委嘱期間 令和6年5月1日~令和7年3月31日
- ●活動内容 市に関連する写真の撮影および提供、または自身のSNSへの投稿 ※市が発行する印刷物や公式SNSなど(広報紙、ポスター、チラシ、 ホームページ、インスタグラムなど)に使用します。
- ●謝 礼 年額1万円(翌年度4月に口座振込) ※提出いただいた口座振込依頼書に記入の口座へ振り込みます。 ※活動の実績がない場合、謝礼金は支給されません。
- ●著作権 宮若市に提供した写真および映像にかかる著作権(著作権法第27条 および28条の権利を含む)は、全て宮若市に移転します。

宮若市に提供した写真および映像にかかる著作者人格権は行使しない ことをご承諾いただきます。

- ※就任時に提出いただく承諾書にてご誓約いただきます。
- ※市民カメラマンの写真を長期間活用し、宮若市の魅力を映像で市民・全国・世界に広報していくためには、全ての著作権の移転が必要となるため、このような著作権の取り扱いとさせていただきますのであらかじめご了承ください。
- ※個人が所属する展覧会などへの出展や個人が運営するホームページ の掲載は可能です。ただし、次に掲げるものには使用できません。
 - (1) 著作権の移動を条件としたもの
 - (2) 営利を目的としたもの
- ※市が発行する印刷物などに使用する場合、できるだけ撮影者の名前 または活動名を明記します。
 - (例) 令和6年度市民カメラマン〇〇さん
- ●機 材 カメラ等撮影に関する機材は、各自でご用意ください。
 ※撮影時の機材の故障や怪我などの補償はできません。
- ●その他 ・活動時には必要に応じて腕章(貸与)を着用してください。ただ し、写真撮影にあたり特別な権利を付与するものではありません。特 にイベントの際などはその場のルールに従って撮影するよう、 ご留意ください。
 - ・被写体が人物の場合は、身分証などを提示の上、<u>ご本人(被写体)の</u> 承諾を得ることに努めてください。また、被写体が未成年の場合は、親権者の承諾が必要です。

市民カメラマンの活動内容について

活動その1

広報紙やホームページに使用する写真の提供

市広報紙やホームページに掲載します(※1)

テーマ/市内の自然やイベントなど市内で撮影した写真

提出時期/随時

提供方法/CD-Rまたはメールにて秘書政策課へ持参か郵送で提出していただきます(※2)。

- ※1 提供された写真が、全て使用されるわけではありません。広報紙などに掲載する際は メールでその旨をご連絡いたします。
- ※2 提出写真と併せて、撮影日時や撮影場所(イベント名や花の名称)などを入力した、 別紙1の撮影データ一覧表を提出してください。

その他、必要があれば随時秘書政策課よりメールでご連絡します。

活動その2

自身のSNSでの写真公開

撮影した写真を自身のSNSでタイムリーに公開し、市内外へ宮若市をPRします。

テーマ/タイムリーに発信したほうがよい季節感のある写真や、イベントの写真 **発信時期**/随時

発信方法/自身のSNS (InstagramまたはFacebook) に指定するハッシュタグをタグ付けし、撮影した写真に文章を添えて投稿してください。

※活動にかかる注意事項

被写体の肖像権について

…公の場(お祭りやイベント会場など)で撮影をする場合は、腕章を着用し、撮影していることをアピールするようにしてください。

上記の場面以外で、人物の顔がはっきりと分かるように撮影する場合には、声をかけて 許可をとってください。腕章の提示と、市公式 SNS や広報紙掲載のため市に提供する旨をお 伝えください。